

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五四
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 五四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五四
- 道路の区域を変更する件 五五
- 公 告
- 随意契約の相手方を決定した件 五六
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 五六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五六
- 福 島 県 病 院 局
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 五七
- 福 島 県 警 察 本 部
- 落札者を決定した件二件 五九
- 福 島 県 収 用 委 員 会
- 公示による通知を行う件二件 五〇

## 告 示

福島県告示第七百号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和二年十月二十一日救急病院として認定した。  
令和二年十月二十三日

名称 福島県厚生農業協同組合連合 認定有効期限  
 会場厚生病院 東白川郡塙町大字塙字大町一 令和五年十月二十日  
 丁目五番地  
 （地域医療課）

### 福島県告示第七百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二十三日から令和三年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南一五四番ほか
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
 （変更前）代表取締役 佐古 則男  
 （変更後）代表取締役 関口 憲司
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 （変更前）別紙書面のとおり  
 （変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
- 四 届出年月日  
 令和二年十月九日
- 五 届出した者  
 ユニー株式会社  
 （「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （商業まちづくり課）

福島県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年十月二十三日から令和三年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南一五四番ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前） 午前九時から午後九時  
（変更後） 午前八時から午前二時
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前） 午前八時三十分から午後九時三十分  
（変更後） 午前七時三十分から午前二時三十分
  - 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前） 午前七時から午後九時  
（変更後） 午前六時から午後十時
- 三 変更しようとする年月日  
令和二年十一月十六日
- 四 届出年月日  
令和二年十月九日
- 五 届出をした者  
ユニー株式会社

（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百三十三号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十月二十三日から令和三年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂一三九番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要

意見なし。  
三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百四号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十月二十三日から令和三年二月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂一三九番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第七百五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、梁川町土地改良区から令和二年十月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第七百六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広戸川沿岸防災溜池土地改良区から令和二年十月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第七百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
酒井勇勝 緒方安雄
- 二 通知内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第六百四十二号）によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

**福島県告示第七百八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和二年十月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納山都 西会津線	喜多方市山都町一ノ木 字西高石乙四一九番 二地先から 同 市山都町一ノ木 字東高石乙四三四四番 二九地先まで	変更前	A 三・〇〇 八・〇〇	九五六・四
		変更後	A 三・〇〇 八・〇〇 B 四一・〇〇	九五六・四 九三八・七

公 告

（道路計画課）





その他の勤務条件等に関する規程附則第31項及び第32項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

- 2 改正後の規程を適用する場合には、この規程による改正前の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規程による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。  
(病院経営課)

**福島県警察本部公告第75号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
運転免許証作成事務用システム機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
321,753,740円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年7月7日

(会 計 課)

**福島県警察本部公告第76号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察W A N システム及び福島県警察総合地理情報システムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月23日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県警察W A N システム及び福島県警察総合地理情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年9月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
133,123,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年7月21日

(会 計 課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和二年十月二十三日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した令和二年十月十五日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	永松 紫
住所	住所不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番二七号 ナイスエスアリー ナ西国立 一一〇三

三 その他

前記通知書を受領しないときは、令和二年十一月十三日をもって通知があったものとみなされます。

福島県収用委員会告示第十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県庁本庁舎四階用地室内）において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

令和二年十月二十三日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真 也

一 書類の名称

裁決申請及び明渡裁決申立てに係る審理の期日及び場所を記載した令和二年十月十五日付けの通知書

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

三 その他  
前記通知書を受領しないときは、令和二年十一月十三日をもって通知があったものとみなされます。

氏名	永松 紫
住所	住所不明 ただし、住民票上の住所 東京都立川市錦町一丁目二四番二七号 ナイスエスアリー ナ西国立 一一〇三